

2023年度

聴講生 募集要項

高崎商科大学 商学部 経営学科・会計学科
高崎商科大学短期大学部 現代ビジネス学科

1. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は、中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度の認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- (8) 社会的経験によりそれと同等以上の学力があると認められる者

2. 出願手続

所定の出願期間内に下記出願書類を本学窓口に直接持参するか、一括封入し「聴講生出願書類在中」と朱書きの上、書留もしくは配達記録にて郵送してください。（締め切り日必着）

(1) 出願期間

- ① 前期（前期・後期・通年科目） 2023年2月9日から2月21日
- ② 後期（後期科目） 2023年8月9日から8月21日

(2) 出願書類

- ① 聴講願（別表1）
- ② 履歴書
- ③ 健康診断書（3ヶ月以内に受診したもの）身長・体重・視力・聴力・結核・既往症・現在の状態について記載のあるもの。指定用紙なし。
- ④ 最終出身学校の卒業（見込み）証明書（婚姻等で証明書の氏名が違う場合は、戸籍抄本など氏名変更したことが証明出来る書類を添えてください）
- ⑤ 最終出身校の成績証明書（婚姻等で証明書の氏名が違う場合は、戸籍抄本など氏名変更したことが証明出来る書類を添えてください）
- ⑥ 聴講許可通知用封筒（本学所定の封筒に現住所を記入し840円切手貼付のもの）
- ⑦ 選考料納入票（本学指定の用紙に入学検定料振込確認票（1）を貼付する）
- ⑧ 登録原票記載事項証明書（**外国人のみ必要**）
- ⑨ 身元保証書（所定用紙）（**外国人のみ必要**）：日本在住の方の保証が必要です。
- ⑩ 日本語能力検定1級合格認定書又は日本留学生試験の「成績通知書」。（コピー不可）なお、成績通知書は後でお返します。（**外国人のみ必要**）
- ⑪ 所属長の承諾書（民間会社等に在職中の者のみ必要、指定用紙なし）

(3) 留意事項

- ① 開講科目のシラバス（授業計画）は、3月下旬以降確認することができます。
- ② 出願後の聴講科目の変更は一切認められません。
- ③ 外国人の在留資格に関しては、入国管理局にお問い合わせください。

- ④ 外国人の場合は、財団法人日本国際教育協会及び国際交流基金が行う日本語能力の 1 級合格者又はこれと同等以上の能力があると本学が認めた者に限ります。
- ⑤ 聴講が許可される期間は 1 年間ですので、1 年を超えて履修する場合は改めて出願手続きが必要です。

3. 選考料

5,000 円

本学所定の振込み用紙に必要事項を記入し、最寄りの金融機関から振込んでください。
一度納入された選考料は、原則として返還しません。

4. 聴講許可

提出された書類および出願のあった授業科目の担当教員等による面接内容を総合的に判定します。

(面接については、外国人留学生に限る)

※面接日は受験者に個別に連絡します。

5. 聴講許可通知

受験者全員に郵送をもって聴講許可結果を通知します。

6. 聴講手続

聴講を許可された者は、前期は 2023 年 3 月 17 日、後期は 2023 年 9 月 8 日までに以下の書類を提出するとともに、聴講料を納付してください。

なお、一度納入された聴講料は、原則として返還しません。

また、指定期日までに聴講手続がなされない場合は、聴講許可は無効となります。

①聴講生原簿 (本学所定用紙に必要事項記入の上、写真を貼付)

②誓約書 (本学所定用紙)

③写真 (聴講生証用に使用)

④住民票抄本 (外国人の場合は不要)

⑤聴講料 通年科目 1 科目 20,000 円

半期科目 1 科目 10,000 円

(本学所定の払込書を使用し、履修単位に相当する履修料を本学指定の口座に振り込む)

7. 聴講対象科目

①聴講可能な科目は、原則として大学は商学部の専門教育科目(必修科目、演習・実習科目、教職課程科目を除く)、短期大学部は現代ビジネス学科の専門教育科目(必修科目、演習・実習科目を除く)とします。

②1 年度内に聴講できる単位数は 20 単位を限度とします。

8. その他

①聴講手続完了後に聴講生証を交付します。

②本人の申請により、聴講した授業科目についての聴講証明書を交付します。

③通学証明書および学割証は、発行の対象にはなりません。

④聴講生に対しては、原則として単位の認定は行いません。

⑤聴講を許可された科目については、本人の希望により定期試験を受けることができます。

9. 聴講の取りやめおよび許可の取り消し

聴講生が本人の都合により途中で聴講を取り止める場合には、速やかにその旨を届け出なければなりません。また、全ての聴講を取り止める場合には、聴講生証を返却しなければなりません。

正規の学生の学習を妨げた場合、授業の1/3以上を欠席した場合、課題を提出しなかった場合等、聴講生がその本分に反する行為を行ったと認められるときは、直ちに許可の取り消しを行うことがあります。

10. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応

- ・感染状況に応じて授業が遠隔実施となる場合があります。その際、自宅等学外で遠隔授業を受けられるようにインターネット環境やノートPC等をご準備いただく必要があります。
- ・感染予防に伴う教室席の間隔確保のため、履修者定員を設ける科目があります。本学学生の履修者で定員を満たしてしまった科目は、受講募集ができなくなる場合もございますので、予めご了承ください。

高崎商科大学 商学部 経営学科・会計学科
高崎商科大学短期大学部 現代ビジネス学科

〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町 741 番地

電話：027 (347) 3399 (代) FAX：027 (347) 3389

e-mail：nyusi@uv.tuc.ac.jp

<http://www.tuc.ac.jp>